

平成 27 年 7 月 28 日

「賃金水準上昇対策特別相談窓口」の設置について

当協会では、賃金引上げによって資金繰りに影響を受ける中小企業・小規模事業者を対象とした賃金水準上昇対策特別相談窓口を本部経営支援課及び各部支所に設置しています。

窓口では、事業資金へのタイムリーな保証対応、また、既往保証債務の返済猶予などについてご相談に応じています。

【賃金水準上昇対策特別相談窓口】

担 当 部 署	電 話	所 在	担 当 エ リ ア
経営支援課	018-863-9015	秋田市旭北錦町 1-47 (秋田県商工会館3階)	—
秋田事業部	018-863-9016	秋田市旭北錦町 1-47 (秋田県商工会館2階)	秋田市・男鹿市 潟上市・南秋田郡
大館支所	0186-49-2281	大館市字三の丸 90	大館市・鹿角市 北秋田市・北秋田郡 鹿角郡
能代支所	0185-54-2377	能代市上町 6-28	能代市・山本郡
本荘支所	0184-22-5330	由利本荘市肴町 66-4	由利本荘市 にかほ市
大曲支所	0187-63-1811	大仙市大曲浜町 2-2	大仙市・仙北市 仙北郡
横手・湯沢支所	0182-32-2361	横手市神明町 2-27	横手市・湯沢市 雄勝郡

【設 置 日】 平成 2 7 年 7 月 2 8 日 (火)

以 上